

## 【1】 農業者等向け

措置の内容	対象資金
<b>金利負担軽減措置</b> 右記の災害関連資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）※ ③ 経営体育成強化資金※ ④ 農林漁業施設資金 （農業を営む方、農業を営む方の組織する法人又は畜産動物の診療の業務を行う方に融資するものに限る。） ⑤ 農業基盤整備資金 ※負債整理関係資金を除く

## 【2】 林業者等向け

措置の内容	対象資金
<b>金利負担軽減措置</b> 右記の災害関連資金について、全国木材協同組合連合会が借入者に利子助成することで、融資当初10年間の実質無利子となります。	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金（林業関係の施設に限る。） ③ 林業基盤整備資金 （利用間伐推進資金（償還円滑化）及び伐採調整資金を除く。）

## 【3】 漁業者等向け

措置の内容	対象資金
<b>金利負担軽減措置</b> 右記の災害関連資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金（漁業関係の施設に限る。） ③ 漁業経営改善支援資金

上記【1】～【3】の対象者には「間接被災者」※も含まれます。

※間接被災者（農林漁業者）

「令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨」により、重要な取引先（出荷先、資材調達先等）の罹災証明書が確認でき、かつ、その取引先の被災の影響で、売上の減少などが一定水準以上になることを確認できる農林漁業者等